

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

転勤 発送済	転勤 新規	その他	年度	特/普	入 力			差替	送付日
			現		賦課 システム	賦課 資料	リスト		
			新						

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和 年 月 日	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地					特別徴収義務者 指 定 番 号		
鴻上市長様		名 称					個 人 番 号 又は法人番号		
		代表者の 職 氏 名					連絡者の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係 氏 名 電 話	係
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の 未徴収税額の徴収
氏 名			円	月分から	円	円	令和	1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 死 亡 5. その他 ( )	1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収
生年月日	M T S H 年 月 日			月分まで			. .		
給与の支払を受けなくなった後の住所									
宛名番号									
個人番号									
						円	控 除 社 会 保 険 料 額	円	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

※「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与・賞与（退職金、通勤手当は除く）の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	給与または退職手当金等の支払予定日	徴 収 予 定		※退職者の未徴収税額について		
1. 異動が令和 年12月31日までで、 申し出があったため ( 月 日申出)		支 払 予 定 日 ご と の 徴 収 予 定 額	合 計 (上記(ウ)と同額)	1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については退職時に一括徴収することが義務づけられています。なお、それ以外の間に退職された方についても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入して下さるよう、お願いします。		
		円	円			
2. 異動が令和 年1月1日以後で、 特別徴収継続の希望がないため	円	円				
一括徴収した税額は 月分( 月10日納期分)で納付します。						

◎転勤等による特別徴収届出書（特別徴収継続を希望する場合、新勤務先について記入してください。）

月割額 円を	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地					特別徴収義務者 指 定 番 号		
月分から徴収し		名 称					個 人 番 号 又は法人番号		
納入します。		代表者の 職 氏 名					連絡者の係及び 氏名並びにその 電話番号	係 氏 名 電 話	係

※税制改正により、個人住民税の特別徴収義務のある給与支払者は、平成20年1月1日以後に給与(30万円を超える)を受けている者が退職した場合には、退職した日の属する年の翌年1月31日までに、給与支払報告書を市町村長に提出することが義務付けられています。